

投票所一覧

※★が各区域の投票所を示しています。

第1投票区 (南黒田・北黒田)

★：黒田保育所



第2投票区 (宗意原・新立)

★：松前小学校体育館



第3投票区 (本村・筒井)

★：古城幼稚園



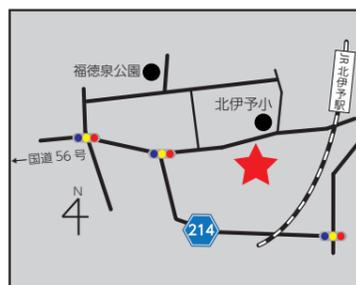
第4投票区 (徳丸・中川原・出作)

★：出作集会所



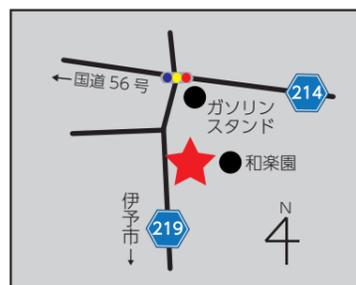
第5投票区 (神崎・鶴吉)

★：東公民館



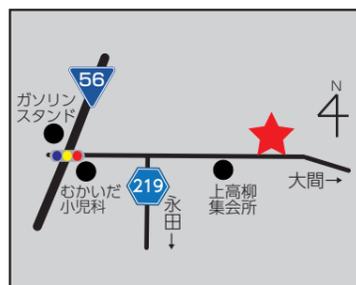
第6投票区 (横田・大溝・永田・東古泉)

★：小富士保育所



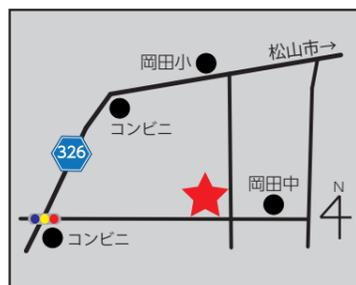
第7投票区 (大間・上高柳・恵久美)

★：白鶴保育所



第8投票区 (昌農内・西高柳・西古泉)

★：北公民館



第9投票区 (北川原・塩屋)

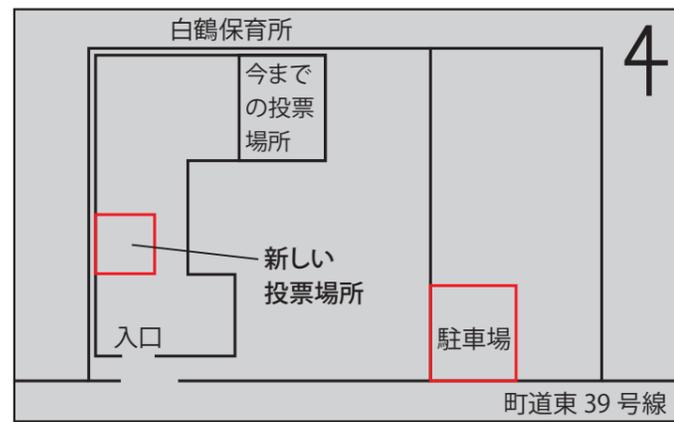
★：北川原集会所



第7投票区の皆さんへ

投票所の白鶴保育所は、現在、保育を継続しながら園舎の建て替え工事を行っています。これに伴い、昨年11月執行の愛媛県知事選挙から、右図のとおり投票を行う部屋や駐車場を変更しています。

当日は混雑が予想されますので、係員の誘導に従い、円滑な投票所運営にご協力をお願いします。



4月9日(日) 7時~20時 愛媛県議会議員選挙

松前町選挙管理委員会 ☎ 985-4132 FAX 985-4148

投票できる人

平成17年4月10日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- 令和4年12月30日までに松前町に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人
- 松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和4年12月31日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後も引き続き県内に住んでいる人

※ ②の場合、住民票担当課が発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の確認」を受ける必要があります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 他市町の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町での投票となります。

投票所入場券

投票所入場券は、3月31日(告示日)から選挙人に郵送を開始します。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合や、まだ手元に届いていない場合でも投票できますので、投票所の受け付けで申し出てください。

不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法・期限などは早めにお問い合わせください。

- 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合
→ 滞在地の選挙管理委員会
- 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合
→ 入院・入所中の施設(施設長に申し出てください)

期日前投票

仕事、病気やレジャーなどで投票日に投票できない人は、「期日前投票」ができます。感染症対策で、当日の密集を避けることも、期日前投票を行う理由として認められています。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

- ▶ 日程 4月1日(土)~8日(土) 8時30分~20時
- ▶ 場所 役場2階大会議室



使用できる筆記用具

感染症対策のため、使い捨て鉛筆を用意しています。使いにくい場合は通常の鉛筆をお渡ししますので、係員にお申し出ください。

筆記用具の持ち込みも可能ですが、投票用紙がプラスチック製のため、ボールペンなどで記入すると投票箱の中でくっつくおそれがあります。筆記用具を持ち込む場合も、なるべく鉛筆の使用にご協力をお願いします。



代理投票・点字投票

字を書くのが不自由な人や目の不自由な人のために、代理投票や点字投票という制度があります。代理投票では、投票所の職員が補助者となり、代理であなたの意思を代筆します。もちろん秘密は守られます。

点字投票では、点字器を使った投票をすることができます。希望する人は、投票所の職員に申し出てください。

選挙公報

候補者や政党などの考え方が分かるよう、選挙公報を新聞折り込みでお届けします。東、西、北公民館にも備えるほか、県選挙管理委員会のホームページにも掲載予定です。